

# うなぎの稚魚(全長13cm以下) を取り扱う流通事業者の皆さまへ

令和7年12月から

## 水産流通適正化法※が適用されます。

※ 「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」

### 目 的

違法に採捕（密漁）されたうなぎの稚魚の流通を防止

### 効 果

違法に採捕されたうなぎ稚魚の流通を防ぎ、信頼できるうなぎ稚魚のみが取り扱われることとなり、国内で養殖されるうなぎの信頼性の向上や取引の円滑化に寄与

### ☑ 取扱事業者の届出（令和7年6月開始）

うなぎの稚魚を販売、輸出する流通事業者は、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）または書面にて、行政庁に対して、届出を行う必要があります。

### ☑ 漁獲番号又は荷口番号の伝達 （令和7年12月開始）

仕入先から伝達された漁獲番号又は漁獲番号に代えて附番した荷口番号を販売先に伝達する必要があります。

輸入されたうなぎ稚魚や人工生産されたうなぎ稚魚には漁獲番号が附番されないため、これに代えて輸入品または人工種苗である旨を伝達する必要があります。

### ☑ 伝票類の受領・発行（令和7年12月開始）

うなぎの稚魚を仕入及び販売した場合には、仕入先からは取引記録が記載された伝票類（請求書、納品書等）を受領し、販売先へは発行してください。

### ☑ 3年間保存（令和7年12月開始）

受領及び発行した伝票類（請求書、納品書等）は3年間保存してください。

## ☒ 取扱事業者の届出（令和7年6月開始）

うなぎ稚魚（全長13cm以下、以下同じ）を販売、輸出する流通事業者は、下記に掲げる事項を、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）または書面にて、行政庁※<sup>1</sup>に対して、届出を行う必要があります。届出受理後、事業者割振り番号（5から始まる7桁）が通知されます。

- ☐ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- ☐ 譲渡しの事業に係る事務所、事業所及び倉庫の所在地（該当するもの全て）
- ☐ 取り扱う水産物の種類（天然由来のうなぎ稚魚（輸入を含む）、人工種苗）

※1 届出先の行政庁は以下のとおりです。

譲渡しの事業に係る事務所、事業所及び倉庫が一の都道府県の区域内のみにある事業者 都道府県  
譲渡しの事業に係る事務所、事業所及び倉庫が複数の都道府県にある事業者 農林水産省

## ☒ 事業者間の情報の伝達（令和7年12月開始）

うなぎ稚魚を販売、輸出する事業者は、他の取扱事業者にうなぎ稚魚を譲渡し又は引渡しをする場合、下記に掲げる事項を伝達する必要があります。

- ☐ 名称（取引において通常用いている名称）
- ☐ 重量又は数量（取引において通常用いている単位）
- ☐ 年月日（譲渡し又は引渡しをした年月日）
- ☐ 取扱事業者名（譲渡し又は引渡しをした届出事業者の氏名又は名称）
- ☐ 漁獲番号※<sup>2</sup>又は荷口番号※<sup>3</sup>（輸入品又は人工種苗の場合は、その旨）

※2 漁獲番号とは、うなぎ稚魚を適法に採捕する権限を有する採捕者が、採捕したうなぎ稚魚を流通事業者等に譲り渡す取引の際に附番する0から始まる16桁の番号です。漁獲番号を伝達する場合は、仕入れ先から伝達された漁獲番号をそのまま伝達してください。

※3 荷口番号とは、うなぎ稚魚の流通事業者等が、荷口の統合や小分けを行う際に、伝達された漁獲番号に代えて取引に附番する5から始まる16桁の番号です。荷口番号を使用する場合は、当該荷口番号に対応する漁獲番号の記録を保存する必要があり、譲渡し先には当該荷口番号を伝達してください（この場合は、漁獲番号の伝達は不要）。

（例）

事業者割振り番号

取引年月日

取引番号

荷口番号： 5234567 — 251201 — XXX

（西暦下2桁＋年月日4桁）

取引番号3桁は、事業者が任意に附番する番号で、取引実態等に合わせ柔軟に設定が可能です。

## ☒ 取引等の記録の作成・保存（令和7年12月開始）

### ☒ 受領・発行した伝票等についての確認事項

実際の取引において取り交わされる伝票類（請求書、納品書等）に、①名称、②重量又は数量、③年月日、④仕入先、販売先の取扱事業者名、⑤漁獲番号又は荷口番号が記載されていれば、それを3年間保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

問合せ先 水産庁裁培養殖課 Tel03-3502-8489（内線6825）

制度の詳細は水産庁Webサイトで紹介しております。

水産庁 水産流通適正化法 |

